

## 消費者のデジタル化への対応に関する検討会 開催要領

## 1. 開催趣旨

近年の急速なデジタル技術の発展により消費生活における日常行為の利便性・効率性が向上した一方で、新たな消費者トラブルも発生しており、デジタル技術の活用が消費生活にもたらす新たな課題への対応を求められている。

これに対応すべく、今後の経済社会の動向や新技術の社会実装見通しも踏まえ、消費者庁において、消費者が注意すべき事項や知っておくべき事柄等について幅広く議論することを目的に、新たな消費者政策の推進として「消費者のデジタル化への対応に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、令和2年度夏頃を目途に結論を得る。

## 2. 検討事項

- (1) デジタル・プラットフォーム利用に当たっての消費者の留意事項
- (2) 消費者を取り巻くAI等の現状とそれへの向き合い方
- (3) デジタル化に対応した消費者教育・啓発に関する基礎的な整理 等

## 3. 委員

- (1) 検討会の委員は、消費者庁長官が委嘱するものとする（別紙）。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。
- (3) 座長は、検討会の進行を務め、議事を整理する。
- (4) 座長は、検討会の委員の中から座長代理を指名する。座長代理は、座長を補佐し、座長不在等のときは、座長の職務を代理する。
- (5) 座長は、必要に応じ、適当と認める者を検討会に参加させることができる。

## 4. 運営

- (1) 検討会は原則として公開で行う。ただし、個人情報又は個別の企業等に係る情報を取り扱う場合その他必要と認められる場合には、非公開にすることができる。
- (2) 議事要旨及び検討会における配布資料は、原則として公表する。ただし、個人情報又は個別の企業等に係る情報を取り扱う場合その他必要と認められる場合には、非公開にすることができる。
- (3) 検討会の下にワーキンググループを置く。AIワーキンググループは、日常生活に

- おける消費者とA Iの関わり、消費者に身近なA Iの利便性とリスク等を検討する。
- (4) 検討会の撮影、中継及び録音は不可とする。ただし、会議の冒頭において、全体の風景を撮影する場合であって座長が許可した場合を除く。
  - (5) これに定めるもののほか、検討会の運営については、座長が定めるところによる。

#### 5. 事務局

検討会の庶務は、消費者庁消費者政策課及び消費者教育推進課において処理する。

消費者のデジタル化への対応に関する検討会 委員等名簿

(委員)

かわぞえ 川添	けい 圭	弁護士
さくら 坂倉	ただお 忠夫	公益社団法人消費者関連専門家会議専務理事
さかもと 坂本	ゆか 有芳	鳴門教育大学大学院学校教育研究科准教授
たていし 立石	としあき 聡明	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会副会長兼専務理事
なかむら 中村	いぢや 伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
にわ 丹羽	たもんあんどうりう 多聞アンドリウ	株式会社BS-TBSメディア事業局エグゼクティブ局長
ますだ 増田	えつこ 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長
もりみつ 森光	やすじろう 康次郎	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
やまもと 山本	かずひこ 和彦 (座長)	一橋大学大学院法学研究科教授

(敬称略、五十音順。肩書は令和元年12月1日現在)

(オブザーバー)

独立行政法人国民生活センター

(事務局)

消費者庁消費者政策課及び消費者教育推進課

消費者のデジタル化への対応に関する検討会  
AIワーキンググループ運営要領

令和元年12月17日  
検討会決定

1. 本ワーキンググループ員は、消費者のデジタル化への対応に関する検討会（以下「検討会」という。）の座長（以下「検討会座長」という。）が指名する者により構成する。
2. 本ワーキンググループに座長を置き、座長は、検討会座長があらかじめ指名する者とする。
3. 本ワーキンググループは、原則として公開で行う。ただし、個人情報又は個別の企業等に係る情報を取り扱う場合その他必要と認められる場合には、非公開とすることができる。
4. 議事要旨及び本ワーキンググループにおける配布資料は、原則として公表する。ただし、個人情報又は個別の企業等に係る情報を取り扱う場合その他必要と認められる場合には、非公表とすることができる。
5. 座長は、必要に応じ、適当と認められる者を本ワーキンググループに参加させることができる。
6. この要領に定めるもののほか、本ワーキンググループの運営については、座長が定めるところによる。